

提案第17号

合併協定項目35 環境衛生対策事業の取扱いについて

合併協定項目35 環境衛生対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日提出  
始良西部合併協議会  
会 長 城光寺 俊和

環境衛生対策事業の取扱いについて

- 1 環境基本計画については、始良町の環境基本計画を参考に、新市において新たに策定する。
- 2 廃棄物処理計画については、当分の間は現行のとおりとし、新市において新たに策定する。
- 3 不法投棄ごみ防止事業については、新市において各種団体と新たに情報提供に関する協定を締結し、その対策に努める。
- 4 ごみの収集体制については、当分の間は現行のとおりとし、新市において策定する廃棄物処理計画及び分別収集計画に基づき調整する。
- 5 資源物の分別等については、当分の間は現行のとおりとし、新市において策定する廃棄物処理計画及び分別収集計画に基づき調整する。